

5 年 保 存
平成35年3月31日満了
F N o . - 01010802
崎 情 (電) 第 28 号
平成30年1月24日

各 部 長
各 所 属 長
殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（通達）

長崎県警察の情報セキュリティ委員会の運営については、長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年長崎県警察本部訓令第38号）第4条第3項の規定に基づき、「長崎県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（通達）」（平成23年12月22日付け崎情（電）第443号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、情報セキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ別添のとおり「長崎県警察情報セキュリティ委員会運営要綱」を定め、平成30年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、平成30年3月31日限りで廃止する。

別添

長崎県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

1 任務

長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年長崎県警察本部訓令第38号）第4条第3項の規定に基づく長崎県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- (3) (1)及び(2)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- (4) 情報セキュリティ監査責任者の作成した年度情報セキュリティ監査計画
- (5) 長崎県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「監査結果」という。）に基づく対策
- (6) 長崎県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他長崎県警察における情報セキュリティに関する事項で、長崎県警察情報セキュリティ委員会委員長（以下「委員長」という。）が重要と認めるもの

2 構成

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

警務部会計課長
警務部情報管理課長
生活安全部生活安全企画課長
刑事部刑事総務課長
交通部交通企画課長
警備部公安課長
警務部警務課管理官
委員長が必要と認める者

3 分科会

- (1) 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。
 - ア 監査結果に基づく対策に関すること。
 - イ 長崎県警察情報システム及び管理対象情報その他長崎県警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。
- (3) 分科会員は、次に掲げる者をもって充てる。

警務部情報管理課電算企画開発室長
警務部情報管理課次席
警務部情報管理課課長補佐（企画指導担当）
警務部情報管理課課長補佐（開発運用担当）
警務部警務課サイバーセキュリティ戦略室長
警務部警務課課長補佐（サイバーセキュリティ戦略担当）
分科会長が必要と認める者

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。